

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成28年1月7日)

開催日及び場所		平成27年12月18日(金) 関東森林管理局 5階中会議室			
委員		紺 正行(委員長・弁護士) 川野 由夫(税理士) 関口 雅弘(ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成27年7月1日～9月30日			
審議対象案件		204件	うち、1者応札案件 75件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件		
抽出案件		8件 (抽出率 3.9%)	うち、1者応札案件 4件 (抽出率 5.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件	うち 1者応札 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約		該当なし		
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		該当なし		
	物品・役務等	一般競争	3件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし		
随意契約(その他)		1件	入札を2回実施し、最終的に不落随契としたもの		
(特記事項)					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等		
	<p>1-1.一者応札や実質競争者数が1となった分析に、「技術者不足」とあるが、その技術者というのはどういったものか。</p> <p>1-2.本件のようにDランクの工事であれば、2,500万円以上の工事と違い、常時技術者を配置する必要はなく、技術者不足と人件費の高騰を1者応札の理由にしてしまってもよいのか。</p>		<p>○建設業法に定める主任技術者のことである。森林土木工事の場合、1級若しくは2級の土木施工管理技士等が該当し、資格をもった者を現場に配置できなければ工事することができない。</p> <p>○2,500万円以上の建設工事は、主任技術者の専任義務があるため、既に配置済みの技術者については、Dランクの工事であっても兼務することはできない。事業者としては、専任技術者が必要な大きな工事と小規模の工事のどちらに技術者を配置した方が利益になるかを考えた上で入札するため、技術者の効率的な配置の観点から入札を控えるケースもありうると考えている。</p>		

	<p>2.森林事務所庁舎の新築工事において、平均落札率が70%台のコンサルタント等業務と違い、どうしてこんなに落札率が高いのか。 工事費そのものは発注者と応札者にだいぶ乖離があるが、トータルで見ると不思議と予定価格と合う。どのような場所に建てるのかはわからないが、普通に建物を建てる工事であり困難性もないだろうから、業者が1者しか来ないというのは不思議である。</p>	<p>○本件は再入札案件であり、1回目の入札は7月に行っている。1回目の入札では参加業者がなく、聞き取り調査をしたところ、手持ち工事で技術者が不足し、新規工事に手を出せないということだった。そこで2カ月程度期間を空けた上で再公告し、やっと1者が入札に参加してくれた状況。</p> <p>なお、入札手続は厳正に行っており、結果的に落札率が高くなったものと考えている。</p>
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>3-1.調査設計業務において、1番札の業者が低入札となり、結果として辞退している。品質確保基準価格を下回った場合、受注者の義務となる確認資料を提出することになっているが、具体的にはどのような資料か。</p> <p>3-2.もう一人技術者を増員させることに合理性があるかどうか疑問がある。設計業務であり、ものを作ることと性質が違うし、せつかく一生懸命企業努力して価格を下げた場合は、そのことに対する制裁というか、履行を担保するものが強過ぎるのではないか。</p>	<p>○品質確保基準価格は工事でいうところの調査基準価格に当たり、応札額が当該価格を下回った場合は、当初届け出た技術者と同等の実績・資格を持った技術者を1名増員するという義務を課す。そのことを確認する資料である。</p> <p>○低入札の際の履行義務は、国土交通省との並びで課しているものである。落札決定までには、これとは別に低入札調査も行うこととしており、いずれも調査設計業務の品質を確保するために必要な手続きと考えている。</p>
	<p>4-1.保安林改良事業(本数調整伐)について、そもそも入札予定価格の設定が高過ぎたのではないか。低入札となった落札業者だけでなく、2～4番札の業者も予定価格とだいぶ開きがある。積算方法や予定価格の設定の妥当性を精査した方がよいのではないか。</p> <p>4-2.安くできることはいいことではあるが、あまりにも安過ぎてしまうと、誤伐等を招く危険性があるのではないか。</p>	<p>○予定価格は、現地調査を基に適正に設定されており、落札者は企業努力により価格を抑えたものと考えられる。一方で、積算方法や予定価格の精査を常に行う必要があることは、ご指摘のとおりである。</p> <p>○本事業は、人件費率が高いため、従事者の賃金の設定次第で値開きが大きくなる可能性はある。なお、伐採に当たっては、予め標準地の選木方法を示し、それを事業地全体に適用する方法をとっており、誤伐を防ぐための必要な指導を行っている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成27年12月18日(金) 関東森林管理局5階中会議室			
委員	紺 正行 (委員長・弁護士) 川野由夫 (税理士) 関口雅弘 (ジャーナリスト)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H . .			H . .
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				